

令和7年度 事業計画書  
公益社団法人葛城市シルバー人材センター

はじめに

ここ数年、シルバー人材センター（以下「センター」という。）を取り巻く環境により、時代の流れに沿った大きな変革が必然となっています。

まず、事業者においては、令和3年4月に改正高年齢者雇用安定法が施行され、65歳までの雇用確保義務に加え70歳までの就業確保努力義務など、高年齢者に対して雇用確保措置、就業確保措置を講じなければならなくなりました。また、雇用確保措置における65歳までの継続雇用制度（再雇用、勤務延長制度）では、令和7年3月をもって老齢厚生年金支給開始年齢に合わせた、制度の対象者を限定する仕組みの経過措置が終了し、導入企業においては希望するすべての従業員に対し65歳までの雇用機会を確保しなければならなくなりました。これにより一定の年齢まで企業等で働き続ける高齢者が増えることが予想され、センターへの入会者の減少及び新入会員の高齢化につながる懸念されます。

次に、令和6年11月から施行されたフリーランス法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）に関しては、フリーランスに位置づけられるセンターの会員が法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があり、厚生労働省からもセンターの契約方法について見直しを行うよう方針が示されています。新たな契約方法は、センターを調整役として発注者と会員とが直接に業務委託契約を結ぶ方法であり、当センターでは消費税のインボイス制度との関連により、令和8年度からの移行を目指します。今年度はその準備期間として、現行の発注者様や会員に向け新たな契約方法の説明を行うとともに、必要な規定の整備を行います。加えて、会員協力のもとデジタル化を推進していくことにより、フリーランス法における会員への「就業条件」、「業務仕様」の明示対応、センターの経費節減及び事務効率の向上を図ります。

その他、会員拡大については、退会抑制に対応しながら、引き続き、女性会員の拡大に重点を置き、事業を進めます。また、会員の高齢化、事故発生防止を踏まえ安全就業に取り組み、会員同士が互いに尊重、尊敬し合え、また楽しく仕事ができる環境、センターづくりに努めます。

高齢者が地域社会での活躍の場を自身の居住地に求められていることに鑑み、センターの地域における存在意義を高め、積極的な事業運営を行うために、全国シルバー人材センター事業協会、奈良県シルバー人材センター協議会及び行政機関と相互に連携をとり、指導を受けながら次の事業を実施します。

## 事業計画

シルバー人材センター事業（公益目的事業）：就業等の活動機会の開拓及び提供により、高齢者の社会参加を促進する事業

### 1. シルバー人材センター事業（高年齢者就業機会確保・提供事業）

#### （1）高齢者活用・現役世代雇用サポート事業

少子高齢化に伴う労働力減少のなか、現役世代の雇用環境向上のため、シルバー人材センターにおける育児分野、人手不足分野等での高齢者の活躍の場を創出するため、次の事業を実施する。

##### ① 会員の拡大

- ・ホームページ、各種メディアを利用した効果的な広告による入会促進
- ・「PDC Aサイクルによる目標管理」の実施
- ・一人一会員クチコミ入会活動の実施

##### ② 就業機会の確保、拡大

- ・「PDC Aサイクルによる目標管理」の実施
- ・地域ニーズの把握

##### ③ 就業に関する相談

##### ④ 教育訓練

派遣労働会員に入職時の訓練を実施し、派遣就業の仕組みを伝えるとともに、適正就業を理解する。

#### （2）普及啓発事業

シルバー人材センター事業の趣旨の周知を図り、事業の発展、拡大及び会員の入会促進を図るために、次の事業を実施する。

##### ① ホームページの運営、SNSの活用

##### ② ボランティア活動 普及啓発促進月間における「シルバーの日」 (10月第3土曜日)のボランティア活動の実施

##### ③ 女性部（かつらぎシルボンヌ）の活動

仕事以外で集まり、楽しい時間をつくることで、女性会員同士の親睦を深め、また新たな就業機会の創出など当センターの発展につなげる。

#### （3）安全・適正就業対策推進事業

センターの会員たる高齢者の安全な就業は事業運営の基本であること、シルバー人材センターは公的な目的に基づいて設立された法人で、法令遵守及びシルバー事業の理念に基づく適正な運営が求められていることから、次の事業を実施する。

##### ① 安全就業

「安全はすべてに優先する。」安全就業は、シルバー事業の最優先課題であるため、『事故ゼロ』を目指す。

- ・組織をあげて取り組むとともに、就業中の事故だけでなく、就業途上にお

ける交通事故防止や日頃の健康管理に向け、会員の安全意識啓発を図る。

- ・就業現場の安全パトロールや各種安全講習会などの実施により、会員の安全管理に努める。

- ・車輛、使用機材の点検、整備

## ② 適正就業（ガイドライン遵守）

- ・自主点検の実施、法令遵守の徹底により適正就業を図るとともに、請負や委任形態での就業がなじまない場合は、一般労働者派遣事業や職業紹介事業で取り扱う。

- ・ローテーション就業の促進や会員からの意見、協力をもとに会員への公平で適切なバランスがとれた就業機会の提供を行う。

## 2. 技能講習事業

### （1）技能・知識の付与

会員が就業に必要な技能・知識を習得するために講習会、研修会等を実施し、会員の能力向上を図る。

### （2）デジタル機器の操作方法説明及び会員専用WEBサイトへの登録補助

センター事業におけるデジタル機器利用を推進し、会員専用WEBサイトの運用、活用により事務処理の効率化、簡素化を通じて事務コストの節減を図る。

事務所内に問い合わせ（相談）窓口を設置し、スマートフォンに不慣れな会員を対象に操作方法などを説明し、デジタル環境の活用を支援する。

## 3. 組織関係の一般事業

### （1）総会、理事会等の会議の開催

#### ① 総会

#### ② 理事会（※入会希望者の早期入会を目的とした「みなし決議」による理事会を含む。）

#### ③ 定期監査

### （2）役職員の研修

全国シルバー人材センター事業協会、奈良県シルバー人材センター協議会、奈良県及びその他団体等が開催する研修会、セミナーに参加し、正しい知識を習得することで適正な事業運営、事務処理に努める。